

批評と紹介

東
洋
学
報

ディミトリオス・スタマトプロス著

改革と世俗化：

19世紀の世界総主教座の歴史の再解釈に向けて

藤 波 伸 嘉

本書刊行は2003年、その元となった博士論文は1998年の提出と、些か旧聞に属するが、その価値は決して失われていない。寧ろ、本書がギリシア語で書かれているという事情からか、近代オスマン史研究者にはその意義がなお十分に共有されていないのが実情と思われる。敢えて本書を紹介する所以である。表題通り、オスマン帝国治下イスタンブルに所在する世界総主教座 Οικουμενικό Πατριαρχείο の19世紀の歴史を論ずる本書は、前史としてギリシア王国独立の1830年まで遡りつつ、改革勅令からヨアキム二世の二度目の総主教就任まで、即ち1856—1873年をその基本的な叙述対象とする。その構成は次の通りである。

序

- 第1章 改革の社会的・政治的前提（1830—1858年）
- 第2章 臨時評議会の活動（1858—1860年）
- 第3章 ロシアの立場
- 第4章 大宰相府の介入
- 第5章 改革：総主教座集権化の解釈
 - 総主教ヨアキム二世（1860—1863年）
- 第6章 改革：「近代化」的解釈
 - 総主教ソフロニオス三世（1863—1866年）
- 第7章 保守的退却：民族主義対改革
 - 総主教グリゴリオス六世（1867—1871年）
- 第8章 俗人の介入：改革要求から「民族主義」非難へ
- 第9章 結論に代えて

第
九
十
卷

以下、本書の内容を順を追って紹介していきたい。

序では先行研究の動向や本書の目的及び構成、並びに本書全体に関わる

四
二

分析枠組みが提示される。本書の目的は、総主教座法 Rum Patrikligi Nizamı / Γενικοί Κανονισμοί 制定がギリシア人正教徒 Rum / Ελληνορθόδοξοι 共同体にとり大きな画期であり、共同体運営への俗人参加が同法制定時及びその後の運用における最大の関心事だったことを踏まえ、この問題が同時期に共同体内外で生じた諸問題とどのように関連し、その関連を通じて如何なる権力構造の変容が生じたのかを解明することにある。共同体の権力構造やその変動は政変時に顕在化するという理解から、また各総主教の権力基盤を捉えるためにも、本書の章立ては基本的に総主教の在任期間に対応し、とりわけ総主教任免の経緯が詳細に跡付けられる。

第1章は改革勅令発布に至る前史を扱う。この時期には、ギリシア独立戦争勃発により一旦は失権したファナリオットの系譜を継ぐ新ファナリオット Νεοφαναριώτες が、旧来同様にオスマン官職をその重要な政治資源として共同体の実権を握っていた。そしてその一部がムスタファ・レシト・パシャと結び付きつつ、共同体改革に積極的な姿勢を示していた。またイギリスの総主教選出過程への介入を受け、共同体の内部でも、その自律性保持を目的とした法規作成の機運が盛り上がる。一方、クリミア戦争の戦費増大を契機にギリシア人銀行家はオスマン財政におけるアルメニア人同業者の独占を崩し、それに伴い共同体内での影響力も増大させていた。ザリフィス Γεώργιος Ζαρίφης に代表される銀行家はヨアキム Ιωακείμ 二世ら一部聖職者と結び付き地歩を築く。こうした情勢に加えクリミア戦争前夜のロシアの介入もあり、後の総主教座法に結実する諸改革は既に政治日程に上っていた。

第2章は総主教座法を起草した「臨時評議会 Εθνικό Προσωρινό Συμβούλιο」の活動を扱う。1857年に大宰相府が同評議会の形成を指示した際には、イスタンブル近辺の府主教がシノドに常駐し総主教と権力を分有する「長老支配 Γερωντισμός」の排除が重視されていた。政府は同評議会の俗人代表選出に際してもオスマン官職を有する改革派を支持した結果、「長老支配」の社会的基盤だったギルド esnaf / συντεχνίες の影響力は低下する。「臨時評議会」の議題は①総主教選出方法、②府主教及びシノドの選出方法、③聖職者俸給制など総主教座財政に大別されるが、①では選出母体を聖職者のみとするか俗人も含めるか、総主教選出は「宗教」と「政治」とのいずれに関わる事柄かが争点となった。既に「宗教」と「政治」とを区別する論理が浸透していることは興味深い。結局シノドが最終的決定権を握る方法が採用されたように聖職者の影響力はなお強い。②についても同様に一種の立憲主義に基づく論戦が展開されたが、この新たな正統性言説は後にもしばしば援用される。③は後述のように両ドナウ公国修道院

領問題やブルガリア問題と結び付いて争点化した。この時には同修道院領収入を総主教手当の財源として明文化することが決定された。ここには両公国の統一及び独立を牽制する意図があり、その点でオスマン政府とも立場を同じくしていた。

第3章・第4章は「臨時評議会」前後のロシア及び大宰相府の動向を論ずる。ロシアは少なくとも表面的には改革を支持したが、決して共同体運営への俗人参加に積極的だった訳ではなく、寧ろそれを通じた大宰相府による総主教座統制の強化を懸念していた。ただロシア外交はこの時期に汎正教政策から汎スラヴ主義的親ブルガリア政策へと転換しており、それこそが「長老支配」解体の最大の要因であった。故に一部の聖職者はギリシア王国に接近していくが、それがまたブルガリア問題とも絡んでロシアとの溝を一層深める結果をもたらした。一方、大宰相府が総主教候補に対する拒否権を主張したことから、正教徒共同体の政府に対する自律性という問題が浮上した。この過程で英露希の角逐が生じ、また俗人改革派内部の対立も顕在化する。こうした情勢の中、1860年10月にヨアキム二世が総主教に選出された。これは彼を支援するザリフィスら銀行家と新ファナリオットとの協同に基づくイスタンブル都市層の覇権確立の先駆けであり、総主教座が対露自律、反ブルガリア路線を選ぶ下地を生むと共に俗人内の対立構造が顕在化する契機ともなった。

第5章が扱うヨアキムの在任期間には、シノド *meclis-i ruhani* / *Ἱερὰ Σύνοδος* 及び混合評議会 *meclis-i muhtelit* / *Διαρκές Εθνικὸ Μικτὸ Συμβούλιο* という総主教座法により定められた両評議会と総主教との権限画定が争点となった。ヨアキムは府主教任命権をめぐる聖職者と対立し、総主教座法施行をめぐる俗人改革派との関係も悪化する。総主教たる自身への権力集中を図るヨアキムは同法の不施行を画策するが、ザリフィスの説得や政府の圧力もあり施行に同意することを余儀なくされる。また混合評議会改選をめぐるブルガリア系俗人評議員の扱いからブルガリア問題が再燃すると共に、総主教手当の財源として明文化された両ドナウ公国修道院領をめぐる問題も大宰相府、両公国、東方三総主教座、更に諸列強まで関与する形で表面化する。そしてこれらの諸問題は国内政治、国際関係の双方と連動していた。一方では1861年のアブデュルアズィズ即位に伴うオスマン政界の変動が、他方でイギリスの外交政策の転換やギリシア王国における反オトン運動が共同体内の権力関係に波及した結果、ヨアキムはアトス山をめぐる英露角逐に巻き込まれて解任されるに至る。

第6章は続くソフロニオス *Σωφρόνιος* の在任期間を扱うが、彼もまた総主教座法施行問題と絡む形で聖職者俸給問題及び両ドナウ公国修道院領

問題に忙殺されることになった。前者はブルガリア問題やそれと関連した正教徒共同体の大宰相府に対する自律性という問題を内包し、また聖職者の活動は「政治的」か「宗教的」かという議論とも結び付いたため、俗人改革派の分裂をもたらし、その内部に改革の「後退」を求める人々を生み出す要因となった。一方、後者をめぐってロシア及びルーマニア（1866年に両公国が統一）への対応からソフロニオスへの不満が蓄積された結果、孤立を深めた彼は辞任に追い込まれる。

第7章はグリゴリオス Γρηγόριος の在任期間を扱う。今回の総主教選挙は事実上ヨアキムとグリゴリオスの一騎打ちだったが、これは共同体としての優先順位を問う意味を持った。即ち、ヨアキム支持は銀行家の支援に基づく対露自律を含意したのに対し、グリゴリオス支持派は親露的対ブルガリア融和路線を優先した。グリゴリオスは就任に当たり総主教解任要件の厳格化などの条件を提示したが、特に重要なのが総主教の意志によるシノド任命、即ち「能力本位制 *αριστίνδην*」の採用だった。彼は更に混合評議会を俗人のみから成りシノドから独立した「民族評議会 *Εθνικό Συμβούλιο*」へと改組する。ここには両評議会の権限を制限し総主教権限を高めようとする意図を見出すことができよう。1869年9月には総主教座法修正委員会が招集され、府主教任免権限の所在や聖職者俸給問題など、60年代を通じて争点となった諸問題が検討された。だが結局この委員会も同法の本質的改変には至らず、「能力本位制」に代表されるグリゴリオスが導入した一連の集権化政策が追認されるに留まった。また彼はブルガリア問題解決のための公会議招集を提案するが、大宰相府は英仏塊の支持も得てこれを拒絶した。そしてこの問題が共同体を二分する。一方は「汎スラヴ主義」、即ちブルガリアの脅威に対抗するためオスマン・ギリシアの提携を推進すべきという立場であり、他方はオスマン政府との協同に懐疑的であり親露的立場からブルガリア人との提携を目指す立場だった。後者は普遍／世界教会主義 *οικουμενισμός* を掲げる聖職者にも受け入れやすく、グリゴリオスもこの立場を採ったが、彼らはこの機に民族主義者とも接近する。だがブルガリア教会創設の勅令発布が反グリゴリオスの動きを勢い付け、彼は辞任に追い込まれる。しかし後任にロシアの支持を得たアンシモス *Ανθιμος* が選出されたことは、親露派聖職者や新ファナリオットの対ブルガリア融和路線がなお影響力を有したことを意味する。ただ既に今回の選挙にはブルガリア地域の府主教は参加していなかった。

第8章はアンシモスの在任期間を扱う。彼は前任者の導入した新機軸の内、「能力本位制」は受け継いだが「民族評議会」は廃して混合評議会を復活させた。彼の在任期間にはブルガリア問題は聖職者のみの携わる「宗

教的」事柄なのか、俗人も関与する「政治的・民族的」事柄かが争点となった。この論点は大宰相府に対する正教徒共同体の自律性という問題とも絡んで複雑な展開を示したが、1872年4月にブルガリア総主教代理が任命されると共同体内の反ブルガリア、反アンシモス機運は高まる。同年9月には「民族主義 εθνοφυλετισμός」を理由にブルガリア教会の破門が決定された。これは親露派の反発を招いたが、既に総主教座財政を掌握するザリフィスら銀行家の覇権は確立しつつあった。彼らは普遍主義を否定することなく同時に俗人参加を促進すべきという立場を採ったが、これは後のヨアキム二世、ヨアキム三世の「汎正教」政策にも繋がる。そして彼らが各地で設立した各種協会は社会的・文化的側面からの共同体支配の梃子となった。一方、ブルガリア教会破門でロシアの支持を失い、ルーマニア修道院領問題の再燃で支持基盤を弱めたアンシモスは1873年10月に辞任する。後任にヨアキム二世が選出されたことは銀行家の覇権を確認する出来事であった。銀行家が主導権を握りつつ新ファナリオットと権力を分有する新たな構造はこの後ヨアキム三世の総主教就任後にも引き継がれた。ザリフィスはアブデュルハミト二世の御用銀行家となり、総主教座と政府とを仲介する役割を果たす。結果、この後の共同体内の権力構造はヨアキム派と反ヨアキム派という二極に再編された。

このように従来その制定過程に関心が限定されがちだった総主教座法について、その運用がその後の政局で重要な意味を持ったことを指摘し、その推移を具体的な権力構造の分析と共に政治史的観点から詳細に論じたことが本書の最大の功績であろう。そしてその叙述は確固たる分析枠組みに支えられており、無味乾燥な事実の羅列たることを免れている。著者によれば、「ミッレト μιλλέτ から民族 έθνος へ」という単線の変容過程として19世紀を描く通俗史観は当時のアイデンティティの流動性・重層性に対する認識を欠く。新ファナリオットの多くは「非ギリシア系」だったのであり、問題は西洋起源の「民族」概念を如何に翻訳し解釈するかにあった(pp.355-360)。また普遍／世界教会主義も決して一方的に民族主義に侵食された訳ではない。ギリシア王国の影響力は限定的だったし、聖職者のみならず俗人改革派にとっても普遍主義の放棄は容易ではなかった。問題はそれを対露協調重視の立場で解釈するか、あるいは現存する正教徒共同体の強化再編を重視する立場で解釈するかにあった。この二つの立場の相克が表面化した時代こそ、19世紀半ば、総主教座法制定の時代である。同法の政治的意義は新ファナリオット及び銀行家の共同体運営への参加を助長し、両評議会設置という制度的改変と相俟って新たな権力構造をもたらしたことにある。そして権力を分有する両者が抱く帝國的秩序・普遍主義へ

の志向こそ、共同体の「民族化」を妨げる要因となった (pp.202-206, 326-327, 342, 356, 362-370, 377-382)。

ただ通俗的には民族主義や普遍主義というイデオロギー対立が重視されがちだが、実際には時々の権力闘争の論理が重要な意味を有した (pp.66, 218-219)。従って局面ごとの権力構造の変容の分析が求められる。何故なら権力とは静的ではなく、様々な行為主体相互の関係性として捉えられるべきだからである (pp.24-27)。確かに俗人「改革派 μεταρρημιστές」と「聖職者 κληρικαλικοί」との対抗関係には留意されるが、俗人が常に反聖職者だった訳でも、聖職者が皆「反改革派」だった訳でもない。当然「改革派」も一枚岩ではなかった (pp.19-20, 27-31)。その意味で、「政治」と「思想」との短絡的な結び付けを避けるためにも、その両局面を媒介する正統性言説の在り方に注意を払う必要がある。総主教座法制定以降、その解釈及び運用が共同体内政治の鍵となり (pp.27-28)、故に一種の立憲主義が正統性言説として登場した (pp.93-95, 266-271)⁽¹⁾。正にここで焦点となるのが「世俗化」の問題である。

総主教座法制定前後の最大の関心事は共同体運営への俗人参加であったが、これは「民族の長 milletbaşı / εθνάρχης」たる総主教の聖権と俗権の分離という議論に繋がる。同法制定により混合評議会という形で俗人参加が保障されるが、「長老支配」の排除の結果、総主教の権限もまた強化された。ブルガリア問題をめぐる俗人改革派の弱体化を経て総主教への集権化は強まるが、それは「民族の長」言説によって正当化された。これは総主教座法により分離された筈の聖俗両権を事実上再統合するものだった (pp.370-372)。つまり共同体運営への俗人参加 λαϊκοποίηση / laicization、即ち聖俗の分離並びに俗人と聖職者の職掌分担は、ギリシア人正教徒共同体の場合、必ずしもその世俗化 εκκοσμίκευση / secularization、即ち宗教及び聖職者の周縁化や私事化、政治過程からの排除をもたらさなかった (pp.29-30, 375-377)。

このように本書の議論は事実関係の提示及びその解釈という両面で極めて説得力に富む。そこで以下では、本書の達成を受けて今後深化されるべき課題について評者なりの展望を記すこととしたい。

第一に、本書で提示された19世紀半ばにおける権力構造及び正統性言説の変容が、その後如何に変化したかという点がある。ハミト期から青年トルコ革命に至る帝国全体の政治・思想変動の中で銀行家と新ファナリオットの権力分有の構造がどう変容するか、立憲主義という正統性言説がどう展開したかという問題は、本書の成果を踏まえて改めて検討されるべき点であろう⁽²⁾。なお本書の議論は専らイスタンブルに焦点を合わせている

が、総主教座の権力関係が各地方の情勢とどう連動したかも同時に深められるべき論点である⁽³⁾。

また本書は専らギリシア語史料に依拠しオスマン語史料をほとんど用いていないが、ここからは本書で提示された共同体内の政治過程を如何にオスマン政治史に位置付けるかという問題が生じる。ここで念頭に置くべきなのが、オスマン人としての平等に基づく統合と宗派共同体の枠組みの強化再編とが同時に追求されたというタンズィマート改革の「二元性」であろう (pp.35-36)。この「二元性」の意義は、本書で示されたギリシア人正教徒の事例をアルメニア人やユダヤ人と比較すると共に (pp.155-156)⁽⁴⁾、非ムスリム各共同体をめぐる政治過程自体をオスマン政界の枠組みに位置付けることでこそ理解可能なのではないだろうか。その切り口たり得るのが非ムスリムとオスマン官職との関係であろう。非ムスリムの登用はタンズィマートの一大特徴だが、その人選は偶然になされた訳ではない。政府にとり各官職の人選は各共同体統制の重要な手段だったし (pp.81-83, 280-282)、新ファナリオットや聖職者にとりオスマン官職の保有は重要な政治資源だった (pp.30, 37-38, 375-377)。故にオスマン政界の変動は直ちに共同体内部の権力関係に波及する (pp.73-74, 206-213)。レシト・パシャにおけるジェザイルリアン、ミドハト・パシャにおけるオディアン、ムラト五世におけるスキヤリエリ、アブデュルハミト二世におけるザリフィスなど、近代オスマン史の主要政治家には非ムスリムの助言者の存在が目立つが、その立場を帝国と各共同体という二重の政治空間に位置付けることでオスマン政治史のより深い考察が可能となろう。

そしてこの問題は国際関係とも関連して考える必要がある。研究者は往々にしてオスマン一国的な視野狭窄に陥りがちだが、本書で説得的に論じられたように、正教徒をめぐる政治空間は帝国の境界を遥かに超え、ロシアやイギリス、ギリシアやルーマニアという国際関係の舞台に広がっていた。内政と外交との相互関係という観点からオスマン帝国内外の歴史を再解釈するためにも、帝国・共同体双方の権力構造に対する理解は必須である。

また本書の中心的命題である「世俗化」の議論は更に深められる必要があるであろう。近年「世俗化」研究が注目を集めているが、その際、往々にして正教圏は議論から外れがちである。その意味で、正教世界の盟主たる世界総主教座の許で如何なる「世俗化」があり得たのかを問う本書の議論は、「世俗化」論の再検討を迫る、射程の長いものであると言えよう。

このように本書は19世紀半ばのギリシア人正教徒共同体の権力構造を解明する高水準の政治史研究であり、かつ同時代のオスマン帝国内外の様々

な事象に関連する重要な論点を豊富に含む貴重な業績である。本書の内容、著者の議論がより広い範囲の研究者に参照され共有されることで、末期オスマン史研究が更に稔りあるものとなることを期待したい。

註

- (1) Δημήτριος Σταματόπουλος, 《Η εκκλησία ως πολιτεία: Αναπαραστάσεις του ορθόδοξου μιλλέτ και το μοντέλο της συνταγματικής μοναρχίας (δεύτερο μισό 19ου αι.)》, *Μνήμων*, 23, 2001, pp. 183-220.
- (2) 評者によるとりあえずの展望として次の拙稿を参照されたい。FUJINAMI Nobuyoshi, “The Patriarchal Crisis of 1910 and Constitutional Logic: Ottoman Greeks’ Dual Role in the Second Constitutional Politics,” *Journal of Modern Greek Studies*, 27 (1), 2009, forthcoming.
- (3) この意味で、中央の政治史を論ずる本書は、地方の社会史を論ずる佐原徹哉『近代バルカン都市社会史－多元主義空間における宗教とエスニシティ』刀水書房、2003と好一対を成す。
- (4) Dimitrios Stamatopoulos, “From Milletts to Minorities in the 19th-Century Ottoman Empire: An Ambiguous Modernization,” in S. G. Ellis, G. Háfadarnarson & A. K. Isaacs, eds., *Citizenship in Historical Perspective*, Pisa: University of Pisa Press, 2006, pp. 253-273.

Δημήτριος Σταματόπουλος, *Μεταρρύθμιση και εκκοσμίκευση: προς μια ανασύνθεση της ιστορίας του Οικουμενικού Πατριαρχείου τον 19^ο αιώνα*, Αθήνα: Αλεξάνδρεια, 2003, 511p.